

発行所 株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678 Fax :06-6209-8145

◆ 新設法人と消費税

Q : 当社は、平成11年9月に資本金1千万円で設立した8月決算の株式会社です。

ところで、基準期間の課税売上高が3千万円以下であれば、消費税の納税義務が免除されると聞きました。当社の場合、1期目と2期目は基準期間自体が存在しないため、消費税の納税義務は免除されると考えてよいでしょうか。

A : 新設法人については、基準期間がない場合でも、消費税の納税義務は免除されません。

【解説】

消費税の納税義務は、原則として基準期間の課税売上高が3千万円を超えるかどうかで判定されます。この基準期間とは、法人についてはその事業年度の前々事業年度とされています。

ところで、その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1千万円以上である法人（新設法人）については、その新設法人の基準期間がない事業年度は、消費税の納税義務の免除規定は適用されないこととなっています。

したがって、ご質問の場合、1期目と2期目は、いずれも新設法人に該当するため、消費税の課税事業者に該当することになります。

なお、3期目は、基準期間が存在するため新設法人には該当せず、基準期間における課税売上高が3千万円を超えるかどうかにより、消費税の納税義務を判定することになります。

